

労働者協同組合 労協センター事業団 あったかホーム ちゃごみ
指定小規模多機能型居宅介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 労働者協同組合労協センター事業団が開設する「あったかホームちゃごみ」(以下「事業所」という。)が行う指定小規模多機能型居宅介護の事業(以下「事業」という。)は、要介護状態にある高齢者が、住みなれた地域での生活を継続することができるように、地域住民との交流や地域活動への参加を図りながら、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを適正に提供する事を目的とする。この運営規定は、事業所の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定めるものである。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の職員は、事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営む事ができるようにする。
- 2 事業の実施に当たっては、居宅サービス事業所、その他保健医療、福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、関係市町村、事業所などにより構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し概ね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し、サービスの提供回数等の活動状況報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言を受け改善に努める。又運営推進会議の内容を記録するとともにその記録を公表することとする。
- 4 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を行うこととする。

(事業所の名称など)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 労働者協同組合労協センター事業団あったかホームちゃごみ
- 2 所在地 岩手県一関市赤荻字荻野 330 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、及び職務内容は次のとおりとする。

本事業所の他の職務と兼務することができる。又本事業の管理・運営上支障がない場合は、同一敷地内にある他の職務と兼務することができる。

- 1 管理者 常勤1名とする。
 - ① 管理者は、本規程の目的及び運営方針を達成するため、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに必要な指揮命令を行う。
 - ② 管理者は、介護支援専門員に登録者の計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 代表者 1名以上
代表者は、2ヶ月に1回以上の運営推進会議に対して、サービスの提供回数等の活動状況報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言を受け改善に努める。又運営推進会議の内容を記録するとともにその記録の公表を行う。

3 看護職員 看護師、准看護師の資格を有する者で1名以上を配置する。

看護職員は、看護の提供に当たるとともに、利用者の日常生活、レクリエーション、行事等を通じて日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練に当たる。

4 介護職員 3名以上を配置する。

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に向けた介護に当たる。事業所における利用者の食事その他の家事は、可能な限り利用者と従業者が共同で行う。

5 介護支援専門員 1名以上を配置する。

① 介護支援専門員は、利用者に対する居宅サービス計画の作成、小規模多機能型居宅介護計画の作成を行う。作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し同意を得、交付する。

② 計画作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態変化等の把握を行い必要に応じて計画の変更を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 365日

2 営業時間 24時間体制(電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。)

- 但し、
- | | |
|-----------|-----------|
| ① 通いサービス | : 9時～18時 |
| ② 泊まりサービス | : 18時～翌9時 |
| ③ 訪問サービス | : 随時対応 |

(利用定員)

第6条 小規模多機能型居宅介護の提供を受けることができる利用者の登録定員を25名とし、同時の通いの利用定員を15名、同時の泊まりの利用定員を5名とする。

(指定小規模多機能型居宅介護の内容)

第7条 指定小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|---------|--------------|-------------------|--------|-----|
| ①通いサービス | ②泊まりサービス | ③訪問サービス | ④食事の提供 | ⑤送迎 |
| ⑥入浴 | ⑦生活援助(相談援助等) | ⑧機能訓練を兼ねたレクリエーション | | |
| ⑨地域交流参加 | ⑩居宅サービス計画作成 | ⑪小規模多機能型居宅介護計画作成 | | |

登録者以外の短期利用については、小規模多機能居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、登録者のサービス提供に支障がないと認めた場合に空床となっている宿泊室を活用し、利用できる。

(利用料等その他の費用の額)

第8条 指定小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該指定小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、その【1割・2割・3割】の額とする。

2 次条の通常事業の実施地域を越えて行う指定小規模多機能型居宅介護に要した交通費、宿泊費及び食材費等は、次の額を実費徴収とする。

- ① 宿泊費 3,500円とする。
- ② 食材費朝食 500円、昼食 600円、夕食 600円

③ おむつ代：原則持参とする。

④ 洗濯代：500 円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、一関市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受ける為の権利・機会等を侵害してはならない。

2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第11条 職員は、指定小規模多機能型居宅介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力病院に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（安全管理）

第12条 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護を提供している間、利用者に危険が生じないよう安全に提供するように努めるとともに、その管理体制を整備する。

（非常災害対策）

第13条 事業所は、非常災害に際して、消防法施行規則第 3 条に基づく計画を策定するとともに、避難救出訓練の実施等、万全の対策を講じる。

2 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定により、防火管理者を 1 名配置する。

（業務継続計画の策定等）

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は職員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（虐待防止）

第 15 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 5 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

(身体拘束について)

第 16 条 サービス提供にあたり、利用者の生命または身体を保護するため、または他利用者への危害の可能性等緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や行動の制限（以下「身体拘束等」という）はしない。

- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない、その理由を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催（3 ヶ月に 1 回）及び開催結果の従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な研修の定期的な実施

(衛生管理)

第 17 条 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護従業者の清潔の保持や健康状態の管理の為に、毎年 1 回は健康診断を受けさせる。

- 2 事業所の施設、食器その他の設備又は飲用水について衛生的な管理を行う。
- 3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、防止のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての重要事項)

第 18 条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修を設ける

- 1 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- 2 継続研修 年 1 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、労働者協同組合労協センター事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 18 年 11 月 18 日から施行する。
この規定は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
この規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。